

令和元年5月28日告示第12号

住田町総合計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 住田町の総合的な計画の策定及び推進に関する事項を協議検討するため、住田町総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、学識経験者等のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、5年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会に専門事項の調査研究のため必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会の会議は部会長が招集し、議長となる。

5 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月28日から施行する。